

議長	副議長	事務局長	次長	係長	係員

平成29年6月20日

三沢市議会
議長 小比類巻 正規 殿

三沢市議会

議員	下山 光義	
議員	田嶋 孝安	
議員	遠藤 泰子	

平成29年度市町村議会新人議員の復命について

下記のとおり、平成29年度市町村議会議員研修・新人議員のための地方自治基本コースに参加し、修了しましたので復命いたします。

記

- 研修期間 平成29年5月15日～平成29年5月19日
- 研修場所 全国市町村国際文化研修所
滋賀県大津市唐崎2丁目13-1
- 研修日程

5月15日	開校式・オリエンテーション 交流会
5月16日	【講義】地方自治制度の基本について 【講義】地方議会制度と地方議会改革の課題について 【事例紹介】議会・地域・住民による地域課題解決の取り組み
5月17日	【講義】地方議員と政策法務 【演習】条例演習・意見交換 【演習】発表・全体討議・まとめ
5月18日	【講義】地方議会と自治体財政 【意見交換・質疑応答】
5月19日	【講義】分権時代の地方議員に期待されていること 閉校式



4. 研修内容

地方自治の基本について、地方自治制度の基本、地方議会制度、政策法務、議会改革の取り組みの現状と課題、自治体財政、分権時代の地方議員に期待されていることについての講義とグループ討議による条例演習と意見交換・発表という内容のカリキュラムが組まれた。

5月15日（月）

開校式・オリエンテーションでは、研修カリキュラムの説明を受け、交流会では、他自治体参加者との名刺交換を行い、交流を図った。

5月16日（火）

【講義】地方自治制度の基本

【講師】首都大学東京大学院社会科学研究科 教授 大杉覚

【内容】

- ・自治の要素：住民自治（地方の自己統治）と団体自治（地方の自律性）
- ・政府間関係：地方分権の推進＝「上下・主従」から「対等・協力」の関係へ
- ・自治の単位：公助（自治体）、共助（自治区）、互助（町内）、自助（家族）
- ・地方自治の憲法保障：憲法 第八章地方自治 第92条～95条
- ・自治体制度の基礎：地方自治法第1条、第10条、第11条ほか、住民参加の制度保障、自治立法による住民参加の制度保障、二元的な代表制と執行機関多元主義、長と議会の抑制均衡関係についての説明がなされた。

【講義】地方議会制度と地方議会改革の課題について

【講師】山梨学院大学法学部教授・大学院研究科長 江藤俊昭

【内容】

- ・議会の議決：地方自治法第96条：条例制定・改廃、予算、決算認定など
- ・地方政治（国政とは異なる）：二元代表制（機関競争主義）＝政策・監視機能の重視（議論、質疑応答を経て、議決事件をしっかり議決する。）
- ・議会基本条例の意義：議員＝マニフェスト、住民＝参加のルール。
- ・議会基本条例の構成：①住民と議会の関係②議員と議員の関係③議会と首長の関係④原則、条件、危機管理等。
- ・議会基本条例は、住民自治を進める議会の規範とすべきルールであり、議会運営の「見える化」の第一歩。
- ・新しい議会のポイント：反問権と議会報告会の義務化、通年議会・通年規制、定例会数、政策討論会等。

【事例紹介】議会・地域・住民による地域課題解決の取り組み

【講師】ふるさと財団 地域再生マネージャー 斎藤俊幸

【内容】

- ・地方創生関係交付金：地域内資金循環に刺激を与えるための資金を交付。地方創生戦略の策定や人口予測も実施。自治体の自主的・主体的な取り組みで、先導的なものを支援。
- ・地方再生のポイント：能力構築競争、創発とパッショングに各自治体の取り組みについて説明。
- ・従来の政策（大局的に失敗）の5つの要因：タテ・ヨコ・バラ・メン・タン（縦割行政、全国一律横並び、バラマキ、表面的な施策、短期的な施策）
- ・まちひとしごとの創生に向けた政策5原則：自立性、将来性、地域性、直接性、結果重視。
- ・地方創生戦略：人口減少⇒一極集中⇒少子化⇒地域経済規模縮小+人手不足⇒地域社会維持困難⇒地域人口減少の加速（負のスパイラル）だから、地域社会の課題への一体的取り組み⇒問題意識の共有（危機感を持ち、取り組む）仕事が人を呼び、人が仕事を呼ぶプラスのスパイラルへの戦略。

5月17日（水）

【講義】地方議員と政策法務

【講師】東北大学大学院法学研究科・公共政策大学院 教授 荒井崇

【内容】

- ・自治体における政策：自治体が目指していく目標に達成のための戦略。
- ・自治体における法務：立法法務、解釈法務、訴訟法務、政策提言法務など。
- ・政策法務の意義：自治体が目標を達成するために、法的な観点からの合理的な判断を行い、仕事をするメソロジー。
- ・機関委任事務の廃止と事務区分の再編成：自治事務と法定受託事務
- ・機関委任事務の廃止と通達の失効：自治体に対する通達の失効⇒助言・勧告
- ・国と地方の役割分担の原則：統治団体としての地方公共団体の確立
- ・立法原則と解釈原則の明確化：地方自治の本旨に基づき国と地方公共団体の適切な役割分担、解釈、運用しなければならない。
- ・関与のルール化：関与の法定主義を明記。（自治法245の2～245の8）
- ・国と地方の係争処理の創設：国地方係争処理委員会の創設。
- ・条例制定権の拡大：基礎自治体への権限移譲と自由度の拡大に伴う。
- ・条例制定権の範囲：法律の範囲内において条例を制定できる。
- ・条例制定権の限界：憲法に抵触しない。上位法令に違反しない。地方公共団体の事務に属さないもの。

・立法の要領：①題名②総則的規定③趣旨規定④定義規定⑤略称規定⑥実体的规定。留意点として、本則と附則。

・条例立案の留意点

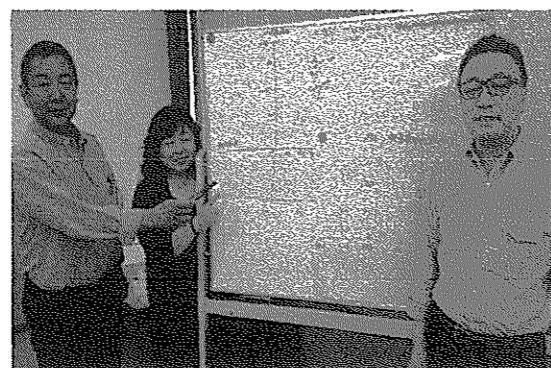
立案のプロセス：①現行制度の理解⇒②現状の理解⇒③現行制度の問題点⇒④解決策の抽出⇒⑤解決策の制度化

【演習】条例演習・意見交換・発表・全体討議・まとめ

上記講義を踏まえ、議会基本条例を読み込み、班ごとにワークショップを実施した。演習では、それぞれの市町村の共通する事項、特色のある事項などの抽出し、個々の意見を出しつつ内容をまとめた。各班でまとめた内容が発表され、講評があった。



条例演習の討議メンバー



三沢市の財政状況についてチェック

5月18日（木）

【講義】地方議会と自治体財政

【講師】北海道総合政策部知事室 次長 今井 太志

【内容】

・地方自治体の財政制度の特徴

- ① 年度単位の現金主義会計：現金主義と発生主義、出納整理期間、繰越明許
- ② 会計種別：一般会計、特別会計、公営事業会計、公営企業会計
- ③ 財源種別：一般財源、特定財源
- ④ 交付税：普通交付税（基準財政需要額—基準財政収入額）、特別交付税

※地方交付税：地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保証するためのもの

・財政状況の判断：財政指標（基金融比率、財政力指数、実質赤字比率、将来負担比率など）により、健全化基準に照らし判断する。

・講義のあと、各市町村それぞれの過去の財政状況一覧表を基に、健全度をチェックした。

・財政に関する質問事項について事前の提出シートに基づき説明がなされた。

5月19日（金）

【講義】分権時代の地方議員に期待されていること

【講師】関西学院大学専門職大学院経営戦略研究科 教授 松藤 保孝

【内容】

- ・議員は、企業でいえば取締役。職員の未来の幸福という成果に向けて結果を出していくという大きな責任がある。
- ・分権時代の現代は、グローバル化、個性化、多様化の時代
- ・自治体職員・議員は、住民の幸福プロデューサーである。そのため政策を企画し実施する。制度を変えていくための努力をする。
- ・成果を上げるために自治体職員にやらせるべきこと。議員がやるべきこと。
 - ① 現実を知る。
 - ② 実現すべき未来のビジョンを決める。
 - ③ 住民が行うべき行動の具体的な内容や時期を決める。
 - ④ 住民の行動の誘導策として政策の具体的な内容と実行時期を決める。
 - ⑤ 政策を効率的・効果的に実行するための体制を整備する。
 - ⑥ 社会経済情勢の変化に応じ、常にビジョンや政策の妥当性を検証し、必要な見直しを行う。
- ・自治体職員・議員が「やるべきこと」をやるために留意点
 - ① 住民の未来を創造するために現在の社会経済状況は住民にとってチャンスと捉える。（変化は脅威ではなくチャンス）
 - ② 人々の行動及びその理由を知る（住民のチャンスの把握）：政策立案の基本⇒未来を変えるとともに、一人ひとりの日々の行動を変える。
※常識、先入観にとらわれず、現状をありのままに見る冷静さと現状を変革していく勇気、批判を受け入れる覚悟が必要。住民目線で考える（プロダクトアウト⇒マーケットイン）
 - ③ 目指すべき理想の未来像を具体的に決める。（全体像の目標と、個別の目標を具体的に）
 - 未来の地域住民の理想の暮らし
 - 未来の地域の理想の姿（人々の活動、環境、文化など）
※ 目標を決める場合の留意点：未来づくりの主役は住民。行政は住民の活動を支援、環境整備、誘導する。（生活者視点の具体的理想像）
個々のプロジェクトの目標ではダメ。住民の生活を未来にどう変えていくのかの具体的目標とする。

この講義では、地域住民の幸福を実現していくために、職員や人脈を活用しながら、議員が先見性と実行力をもって政策立案をし、実行していく必要性や、政策プロデューサーとしての議員のあるべき姿についての説明がなされた。

【研修を終えて1】

5日間の研修では、地方自治制度の基本、議会制度（改革）、政策法務、地方財政制度など、自治体職員であれば理解している基本的事項について説明がなされたと感じている。議員として知っておくべき知識や、留意しなければならない財政状況の把握のほか、議会改革を含めた求められる議員像について理解を深めることができた。特に三沢市では、今年度議会改革条例を制定する予定であることから、他市との条例の違いを比較しながらの演習が非常に参考になった。

基本的な知識を習得するための研修であったが、5日間では足りないくらいのボリュームのある内容であり、研修資料を読み返しながら、さらに自己研鑽をしていきたいと思う。また、各市町村の新人議員との交流も図ることができ、今回の研修で得たものを今後の議員活動に活かし、三沢の未来のために決意新たに、努力していく所存あります。

（遠藤泰子）

【研修を終えて2】

この度の新人議員を対象とした研修は、地方自治制度の基本をはじめとして議員として必要とする内容を5日間のカリキュラムを通して学ぶ機会を頂きました。中でも、現在の地方自治が抱える問題は、私たちの三沢市だけの問題ではなく、全国の多くの地方自治の問題であり、その中で結果を出し三沢市の発展を見出していくかなくてはいけないと気持ちを新たにしました。また、参加議員の要望により、最終日の講義においては講義時間のスタートを45分程早め、講義時間の延長を希望し受けた内容は、今後の自信の議員としての視点の変化をもたらす良い機会でした。この研修を踏まえ、三沢市の発展の為、そして、市民の笑顔の花を多く咲かせるため努力してまいります。

（田嶋孝安）

【研修を終えて3】

5日間の日程で行われた市町村議会議員研修には、全国から54名の新人議員が参加し、地方自治に関する基本をはじめとし、議会基本条例の制定意義、地方自治体の財政状況把握等の内容で実施され、地方議員として必要な基本知識の習得には、とても有意義な研修であったと感じております。

そのなかでも、議会基本条例制定の演習、意見交換では、各地域ごとの特色や問題があり、様々な要素を考慮し検討を重ねて、条文作りをすることが大事であると理解出来ました。また、各班で作成した条文を、班代表として発表させて頂く機会を与えて頂いたことは、非常に良い経験となりました。

この研修で得た貴重な体験や知識を、今後の議員活動に反映させ、三沢市民の皆様の社会福祉向上のため、明るく楽しく元気な三沢市民のために、一生懸命努力して参ります。

（下山光義）



新人議員研修参加者と交流しました。